

北海道多面的機能支払制度検討会開催要領

平成30年6月19日付け農設第145号北海道農政部長通知

第1 目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするため、日本型直接支払推進交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第1の3の規定に基づく第三者機関として「北海道多面的機能支払制度検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

第2 議題

検討会の議題は、次のとおりとする。

- 1 多面的機能支払交付金の実行状況の点検に関する事。
- 2 多面的機能支払交付金の実施期間における活動組織の取組の評価等に係る助言に関する事。
- 3 前項の結果を踏まえて、必要に応じて北海道日本型直接支払推進協議会に指導・助言を行う事。
- 4 その他、事業の推進に必要な事項。

第3 構成

- 1 検討会の構成員は、6名程度とする。
- 2 構成員は、学識経験者等の中から農政部長が選定する。

第4 運営

- 1 検討会は、農政部長が招集する。
- 2 検討会に議事進行役としての座長を置き、構成員の中から農政部長が指名する。
- 3 農政部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 その他

- 1 検討会の事務局は、農政部農村振興局農村設計課に置く。
- 2 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、農政部長が定める。